平成25年8月23日

# 東日本大震災からの復興に関する
# 要　　望　　書

被災した旅客船発着場

気 仙 沼 市

# 東日本大震災からの復興に向けた地域の課題

## １　継続的な復興財源の確保をお願いしたい。

東日本大震災復興交付金については、被災地の復興に大きく寄与しているところであるが、その期間については平成２７年度までとされている。

被災地の復興にはなお相当の時間を要することから、交付金適用期間を復興に係る必要な期間とし､期間内の財源を確実に確保するようお願いしたい。

## ２　災害復旧事業期間の延長等をお願いしたい。

災害復旧事業については従来の完成目標３年から、今回は５年との柔軟な対応がなされているが、例えば土地区画整理事業や漁業集落防災機能強化事業などの面整備と並行した施工や完成後の施工となる地下埋設物や施設復旧には更に時間がかかる見込みであることから、期間の更に柔軟な対応をお願いしたい。

## ３　普通交付税合併算定替えの適用期間の延長をお願いしたい。

普通交付税の算定は、合併（旧気仙沼市・旧唐桑町・旧本吉町）に伴い平成２８年度から段階的に削減され平成３３年度には一本算定となるが、震災に伴う事務事業の増加やそれに伴う職員の増員などにより、一本算定による交付税削減に対応できない状況である。

このことから、普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画の期間を踏まえた延長をお願いしたい。

## ４　普通交付税算定基礎を平成２２年国勢調査人口とする特例措置をお願いしたい。

普通交付税の算定基礎（人口）となる国勢調査は平成２７年度に行われるが、被災地は震災の影響により一時的かつ急激に人口が減少していることから、特例的に平成２２年度の国勢調査人口を引き続き算定基礎とするようお願いしたい。

## ５ 津波復興拠点事業の箇所数・面積基準の拡充をお願いしたい。

被災地の復興を先導する「津波復興拠点整備事業」は、被災地域の復興に有効な事業であるが、被災した面積や市町村の地勢等にかかわらず、１自治体当たり２地区まで、国費支援の面積上限は１地区あたり２０ヘクタールまでとされている。

本事業は、被災地復興に大きな役割を果たす事業であることから、被災の度合いや合併市町村であること等の地域の実情を勘案し、地区数や１地区当たりの面積などの基準の拡充をお願いしたい。

## ６ 被災元地の集約手法の整備等をお願いしたい。

災害危険区域内には市が買い取る被災元地が多数点在することになるが、特に集落部において官地の集約手法がなく、被災元地のまちづくりを具体的に描けない状況にあるため、土地の集約に関する既存制度（土地改良事業や区画整理事業など）の要件緩和や新制度の創設をお願いしたい。

## ７ 避難道と避難広場の整備に対し、柔軟かつ積極的な対応をお願いしたい。

今後の津波への対応としては、徒歩による避難を原則としつつも、現実的には自動車による避難も必須である。そのため、低地はもとより、非浸水地域を通り高台へ抜ける道路の整備・拡幅や、高台への避難広場（公共空地）の整備などが不可欠であり、このことは昨年１２月７日に発令された津波警報時においても、明らかとなった。

大震災を経験した住民の最も強い要望の一つが、沿岸地域から円滑に避難するために必要な道路や避難広場等であることから、これらの整備について復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興枠）等による柔軟な対応をお願いしたい。

## ８ 独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる撤去費用について、国による財政支援をお願いしたい。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）の仮設施設整備事業により整備された仮設店舗や事務所等は、本市においては現在、約６２箇所で完成に至り、被災事業者に貸与され、事業継続のため有効に活用されているところである。

これらの仮設施設は、貸与期間経過後、事業者に払下げするものを除き、市が解体・撤去をしなければならず、その財政負担は大きく、被災自治体にとって対応が困難なものになることから、国による財政支援など早急な対応をお願いしたい。

## ９ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助）の継続と安定的な運用をお願いしたい。

①事業の継続

本市では津波被害を受けた鹿折、内湾、南気仙沼の３地区において土地区画整理事業による市街地再生を計画しているが、大規模な盛土造成が必要なことから、本区域内で大半の建築が可能となるのは早くても平成２８年度以降となる見込みである。

このことから、これらの区域で本設再建を目指す被災事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助申請できるよう、グループ補助の平成２６年度以降の制度継続を早期に明示していただきたい。

②遡及適用の継続

本事業において、交付決定前に自力で復旧した費用を遡って補助対象とする遡及適用の扱いについては､第８次募集からは適用しないことが示された。

しかしながら、被災事業者にとって遡及適用が継続されることで計画的かつ柔軟な事業再開が可能となることから、第７次までと同様、遡及適用の継続をお願いしたい。

③事業計画変更への対応

事業用地の嵩上げの遅れ等により、補助年度内に事業完了が困難な場合の繰越手続については簡略化等が認められたところであるが、繰越後、実際に事業実施が可能となるまでの間に建築単価の高騰などが起こっていることから、これらの事情変更に対応した補助金の増額を伴う事業計画の変更を認めていただきたい。

④補助事業者の拡大

新たなまちづくりに不可欠な商業機能の回復（商店街の再生）については、平成２５年度において共同店舗の新設や街区の再配置に付随する環境整備、イベント開催費用等が新たに補助対象となるなど制度が拡充されたところであり、今後は、これらの制度を活用し、被災地域の商店街再生を図っていくこととなるが、被災事業者を核としながらも、被災事業者以外の事業者の参加なくしては、街区の形成・再生は難しい状況にあることから、一定の条件の下、被災事業者以外の事業者を補助対象事業者に加えるなど、柔軟な対応をお願いしたい。

## 10 復興事業に係るマンパワーの確保に対し支援をお願いしたい。

復興事業の推進のためには、技術職を中心にマンパワーが必要不可欠であり、現在、総務省～市長会ルートのほか、各自治体独自のルートや規模の大きい自治体等による再任用など様々な手法で人材を確保しているが、復興事業は平成２５年度～２６年度に集中し、より一層の人手を要することから、復興庁においても任期付職員を採用し被災自治体に派遣するなど、マンパワーの確保に積極的に関わっていただきたい。

## 11 国民健康保険に対する財政支援措置の強化をお願いしたい。

本市は、産業が集積する沿岸市街地に壊滅的な被害を受けたことから、被災や離職、休・廃業等により国民健康保険加入者の所得が著しく低下(H22→H23 ▲14.0% H24 ▲16.2%)し、保険税収入が大幅に減少している。

一方、医療費の増加により保険給付費は増大しており、国民健康保険の財政状況は急激に悪化している。

加えて、一時的に大量の離職者等を受け入れ若年層の加入割合が増えた結果、前期高齢者交付金や後期高齢者支援金による国の医療制度の財政調整が平成２５年度以降に本市保険財政にマイナスに働き、更に制度維持が困難になってくる。

このため、本市では平成２５年度にやむなく税率の引き上げ(平均６．５％)に踏み切ったものの、なお厳しい財政状況が続く見込み（財調取崩見込　H25年度 3.7 億円、H26 年度 3.1 億円）である。

加入者の所得の回復も遅れている中、消費増税も控えており、更なる税率引き上げは市民の生活再建に過重な負担となることから、特別調整交付金の増額等による特例的な財政支援措置を速やかに講じられるようお願いしたい。

## 12 被災者の国民健康保険、介護保険等に係る保険税（料）、医療費一部負担金及び利用者負担金の減免措置に対し、国の全額財政支援をお願いしたい。

国の全額財政支援により実施してきた被災者に対する国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に係る保険税（料）や一部負担金の減免については、平成２４年１０月以降、対象経費の１０分の８が国の特別調整交付金として交付され、１０分の２が自治体負担とされたが、平成２５年４月以降については、市の財政負担が大きく、実施財源を確保できないところである。

被災者を取り巻く状況はなお厳しく、生活再建に対する支援が引き続き必要なことから、保険税（料）や一部負担金の減免措置に対し、国の全額財政支援をお願いしたい。